

官民境界確定協議書記載要領 市道・法定外公共物(里道・水路)共通

八代市役所土木管理課

H23.9.5

添付書類	注 意 事 項	必要部数
1. 境界確定協議申請書 (市道・法定外公共物)	① 申請地が共有又は相続のある場合は、連名による申請又は代表者名で申請してください。代表者で申請の場合は委任状の添付が必要です。遺産分割協議書等で相続人が特定されている場合は、その方が申請して下さい。 ② 登記簿上の土地所有者が被後见人・被保佐人・被補助人の場合は、法務局へ登記された後见人・保佐人・補助人であることの証明書(後見登記事項証明書) ③ 法人の場合は代表者(代表者事項証明書添付) ただし、次に該当する場合には、それぞれに定める者 ・法人が解散又は破産等している場合は、清算人又は破産管財人等(確認できる関係書類添付) ・定款等において代表者以外に処理権限を与えている場合は、当該定款等に定める者(確認できる関係書類添付) ・特殊法人にあっては、法律、定款、寄付行為に定める者(確認できる関係書類添付)	1 部
2. 位置図	① 縮尺は、1/1500～1/3000程度でお願いします。 ② 協議箇所を赤線で表示してください。	1 部
3. 字図(法務局備付字図写)	① 法務局備付けの字図の写しを添付してください。 ② 協議箇所を赤線で表示してください。 ③ 市道:黄 里道:赤 水路:青に着色してください。 ④ 字界の場合は対面も添付してください。	2 部
4. 境界確定書	① 年月日は市の決裁日を記入しますので、空欄をお願いします。	2 部
5. 実測平面図(平面図、断面図)	【平面図】 ① 縮尺は原則500分の1以上とします。 ② 協議箇所周辺の地形及び構築物(ブロック塀、道路側溝、擁壁等)を表示した図面に、官民境界線(予定)を表示してください。 ③ 縮尺、筆界及び地番(申請地、隣接地、対面地)、方位、横断面図の断面の位置を記入してください。 ※断面については、境界確認する点(折れ、曲がり)ごとに必要です。 ④ 測量により座標値がある場合には、各境界点の座標値を記入してください。 ⑤ 土地の筆界に境界杭や境界標等があるときは必ず記入してください。 ⑥ 協議箇所の近隣において、過去に境界確定がなされている場合には、その箇所に(例:●年○号で確定済み)と記入してください。 ⑦ 図面作成日、図面作成者の資格、肩書、氏名を記入し、押印してください。 【断面図】 ① 縮尺は原則100分の1以上とします。 ② 協議箇所から対面地までの地形及び構築物(ブロック塀、道路側溝、擁壁等)を表示した図面に、官民境界線(予定)を表示してください。 ③ 協議箇所と市道を挟んだ対面地の地番を記入してください。 ④ 境界線から対側の構築物ラインまでの全幅と、アスファルト、ブロック塀、道路側溝、擁壁などの各構築物ごとの割付幅を表示してください。	2 部
6. 全部事項証明書(登記簿謄本)	① 協議箇所の全部事項証明書で申請の3カ月以内に交付を受けたものを提出してください。 ② 相続登記が未了のため申請者が土地登記簿謄本に記載されている土地所有者と異なるときは、相続人が判明できる戸籍謄本、相続関係説明図を添付してください。 ③ 土地登記簿謄本に記載されている土地所有者の住所が現住所と異なるときは、住所沿革が判明できる資料(住民票、戸籍の付票、商業登記簿謄本等)を添付してください。 ④ 所有権移転登記が完了していない場合は、売買契約書など権利者がわかる書類を添付してください。	1 部
7. 同意書(登記事項要約書添付)	① 隣接(対面)土地所有者が自筆で同意する土地の所在、住所及び氏名を記入の上押印してください。 ② 隣接(対面)土地所有者の登記事項要約書を添付してください。 ※ 里道、水路については、町内三役(市政協力員、農家組合長、土地改良総代)の同意も必要です。	1 部
8. 写真	① カラー写真であること。(ポラロイド写真は不可) ② 断面、幅員等の現況が判断できるように撮影したものを提出してください。	1 部
9. その他市長が必要と認めるもの	① 協議箇所、隣接地及び対面地について、法務局備付けの地積測量図があれば、その写しを添付して頂くことがあります。 ② 境界線から官地内に土地所有者の構築物がある場合、将来の取り壊し等の確約書を提出して頂くことがあります。 ③ その他市長が必要と認めるもの。	部
10. その他	① 申請書を提出しただけで、現地立会をすることなく1年を過ぎた場合は、申請を取り下げて下さい。	部